

第4章 子ども・子育て支援事業の取組

方向性1

子どもが元気に明るく育つ環境をつくります

基本施策1-1 教育・保育環境の整備

現況と課題

本区では、共働きの子育て世帯の増加に伴い、乳幼児人口及び保育ニーズが急激に増加しています。ニーズ調査では、共働き家庭の割合が5年前の調査と比較し54.7%から67.4%へ12.7ポイント増加しています。平成27年度と平成31年度の比較では、保育ニーズ率も43.3%から46.3%に上昇し、保育所等入所希望者は3,713人から5,228人に増加しています。3～5歳の保育ニーズ率と幼稚園等の入園率を比較すると、保育ニーズ率の方が高くなっており、その差は、平成27年度は約5ポイント差でしたが、平成31年度には約17ポイント差まで広がっています。

区では、平成27年度から令和元年度までの5年間で認可保育所を新たに25園開設するなど1,800人の保育定員の拡大を図ってきました。しかしながら、それを上回る乳幼児人口及び保育ニーズの増加があったことから、いまだ待機児童の解消には至っていません。平成31年4月1日現在の待機児童は197人となっており、今後も引き続き保育施設の整備を推進していく必要があります。

保育所・幼稚園等入所状況（再掲）

平成27年度

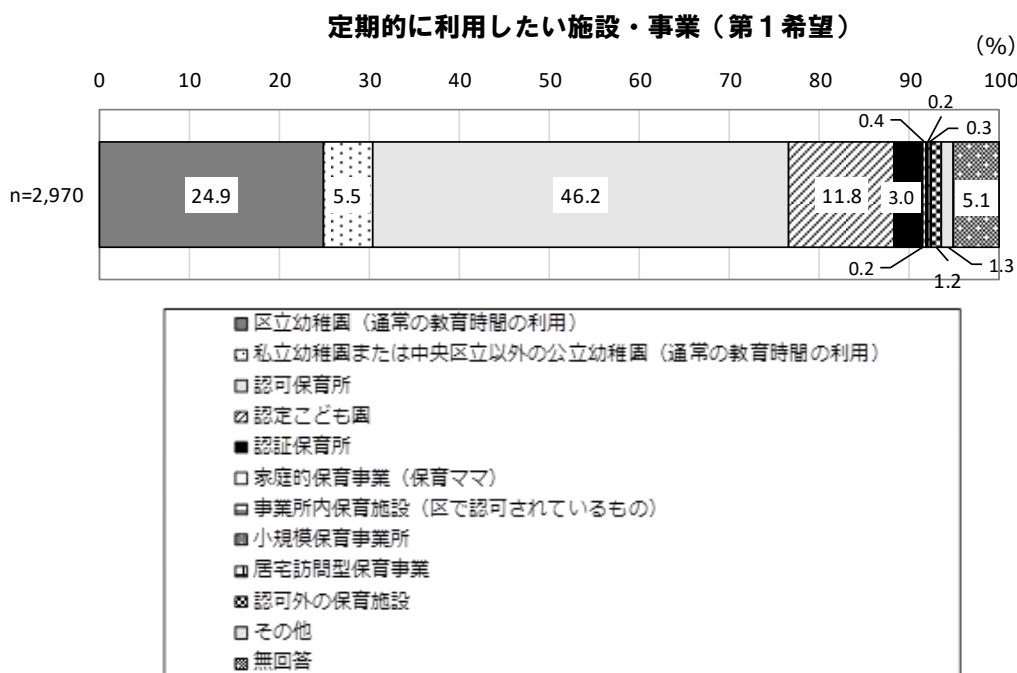
学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0歳～5歳 A	1,799人	1,568人	1,427人	1,325人	1,269人	1,184人	8,572人
	2,995人		3,778人				
保育所等入所者数 B	358人	1,439人			1,797人		3,594人
待機児童数 C	37人	82人			0人		119人
小計 D(B+C) 入所希望者数	395人	1,521人			1,797人		3,713人
保育ニーズ率 D/A	21.9%	50.8%			47.6%		43.3%
幼稚園等入園者数 E	—	—	—		1,614人		
入園率 E/A	—	—	—		42.7%		

平成31年度

学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0歳～5歳 A	2,035人	2,013人	1,917人	1,907人	1,825人	1,605人	11,302人
	3,930人		5,337人				
保育所等入所者数 B	429人	1,885人			2,717人		5,031人
待機児童数 C	48人	149人			0人		197人
小計 D(B+C) 入所希望者数	477人	2,034人			2,717人		5,228人
保育ニーズ率 D/A	23.4%	51.8%			50.9%		46.3%
幼稚園等入園者数 E	—	—	—		1,817人		
入園率 E/A	—	—	—		34.0%		

幼稚園等入園者数も、入園率は下がっているものの、乳幼児人口の増加に伴い5年間で1,614人から1,817人に伸びています。本区の幼稚園は小学校との併設でスペースの拡充は難しく、学校施設の整備・改修の機会を捉えた検討が必要です。

学校施設については、これまでも計画的な増改築・改修の推進を図り、校舎の老朽化と児童数増加に対応してきました。今後も、さらなる児童数の増加が見込まれることから、引き続き、計画的な学校施設の整備・改修について多角的な検討を進め、良好な教育環境を確保していく必要があります。



資料：平成30年中央区子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童対象調査より）

取組の方向性

- 認可保育所の開設を中心に定員拡大を図り、早期の待機児童解消を目指します。私立認可保育所の開設支援や大規模開発等の機会を捉えた保育施設の確保など、機動的な保育施設の整備に引き続き積極的に取り組んでいきます。
 - 1歳児の待機児童解消に向けて、1歳児から定員設定の保育施設の整備や1歳児の期間限定保育事業などの充実を図ります。
 - 今後の児童数増加に対応するため、引き続き、学校施設の計画的な整備・改修を行います。
- また、学校の改築や整備の機会を捉え、多様なニーズに対応する認定こども園の設置を進めていきます。

【主な事業】

1 保育環境の整備

(1) 保育施設の整備

【担当課：保育計画課】

乳児人口の増加や共働き世帯の増加等により、保育所の需要が増加しているため、認可保育所を中心に保育施設の整備を進めます。

現況（令和元年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
保育所等定員数 0歳：492人 1～2歳：2,000人 3～5歳：3,022人 ※認可保育所・認定こども園・認証保育所・地域型保育事業の合計 (R1.10.1現在)	保育所等定員数 0歳：609人 1～2歳：2,603人 3～5歳：4,098人 ※認可保育所・認定こども園・認証保育所・地域型保育事業の合計

 96 ページ 第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策 参照

(2) 施設整備以外の保育事業等

【担当課：保育計画課・子育て支援課】

■居宅訪問型保育事業

平成29年度から、集団保育が難しい医療的ケアが必要な子どもに対し、乳幼児の居宅において保育者による1対1の保育を行う居宅訪問型保育事業（障害児向け）を行っています。

また、令和元年度から、認可保育園に入れなかった方を対象に居宅に訪問して1対1で保育を行う居宅訪問型保育事業（待機児童向け）を導入し、施設整備以外の保育事業により、保育定員の拡大を図っていきます。

現況（令和元年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
居宅訪問型保育事業（障害児向け）：4人 居宅訪問型保育事業（待機児童向け）：10人 (R1.10.1現在)	ニーズや待機児童の状況に応じて実施していきます。

■認証保育所保育料補助等

認証保育所に子どもを預けている保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の一部を補助します。

幼稚園や認可外保育施設等に対しても、幼児教育・保育の無償化に対応した給付を実施していきます。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
保育料補助件数：延べ 5,056件	引き続き認証保育所保育料の一部補助を実施します。 幼児教育・保育の無償化に対応した給付を実施していきます。



認証保育所は、認可保育所だけでは応えきれない大都市の多様な保育ニーズに対応できるよう、東京都が設定した独自の基準（認証基準）を満たした保育施設です。

民間企業など多様な事業者が運営し、次のような特色があります。

- ・全施設で0歳児から預かり
- ・全施設において13時間の開所を基本とする
- ・利用者と保育所の直接利用契約
- ・都独自の基準により、適切な保育水準を確保

認証保育所は利用者のニーズは高く、中央区では令和元年9月現在12カ所の認証保育所に436人の利用者が在籍しています。重要な保育施策であり、待機児童解消にも大きな役割を果たしています。

区は、運営事業者に対する運営費補助および家賃補助、利用者に対する保育料補助を無償化の給付と合わせて行っています。



（3）育児休業後の保育施設の確保

【担当課：子育て支援課】

0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して、育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則1歳到達時）から円滑に保育施設を利用できるような環境を整えていく必要があります。

育児休業取得後にできる限り入所しやすくなるよう、1歳児から定員設定の保育施設整備を進めていきます。

また、新規開設の認可保育所において、空きが出る5歳児クラスの枠を活用し、1年間限定で1歳児の保育を実施します。（期間限定型保育事業）

現況（令和元年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<ul style="list-style-type: none"> ・1歳児から定員設定の保育施設数 12園 ・期間限定型保育事業（5歳児クラスの空きを利用し1歳児の保育を実施） 実施認可保育所：2園 1歳児定員：7人 (R1.10.1現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、1歳児からの定員設定とする保育施設整備に取り組んでいきます。 ・新規開設の認可保育所において、空きが出る5歳児クラスの枠を活用し、1歳児の保育を実施します。



2 認定こども園の整備

(1) 認定こども園の整備

【担当課：学務課・学校施設課・保育計画課】

幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、教育・保育を一体的に行う認定こども園を整備します。保護者の就労状況に関わらず子どもを受け入れていきます。

現況（令和元年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
保育所型認定こども園の整備（1園） ・城東小学校改築に伴う認定こども園（工事）	保育所型認定こども園の整備（1園） ・城東小学校改築に伴う認定こども園 （令和5年4月開園予定）
幼保連携型認定こども園の整備（2園） ・阪本こども園（仮称）（工事） ・晴海四丁目施設内認定こども園（実施設計）	幼保連携型認定こども園の整備（2園） ・阪本こども園（仮称）（令和3年4月開園予定） ・晴海四丁目施設内認定こども園 （令和5年4月開園予定）

 96 ページ 第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策 参照

3 教育環境の整備

(1) 小・中学校の整備

【担当課：学校施設課】

既存校舎の老朽化と今後の児童数の増加に対応するため、小学校2校を改築します。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後の選手村跡地の開発に伴う児童・生徒数の増加に対応するため、晴海五丁目に小学校と中学校を整備します。

現況（令和元年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
・阪本小学校（改築工事） ・城東小学校（改築工事） ・晴海五丁目小学校・中学校整備（実施設計）	・阪本小学校（令和2年9月開設予定） ・城東小学校（令和4年9月開設予定） ・晴海五丁目小学校・中学校整備 （令和5年4月開校予定）

 96 ページ 第5章 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策 参照

基本施策 1-2 教育・保育内容の充実

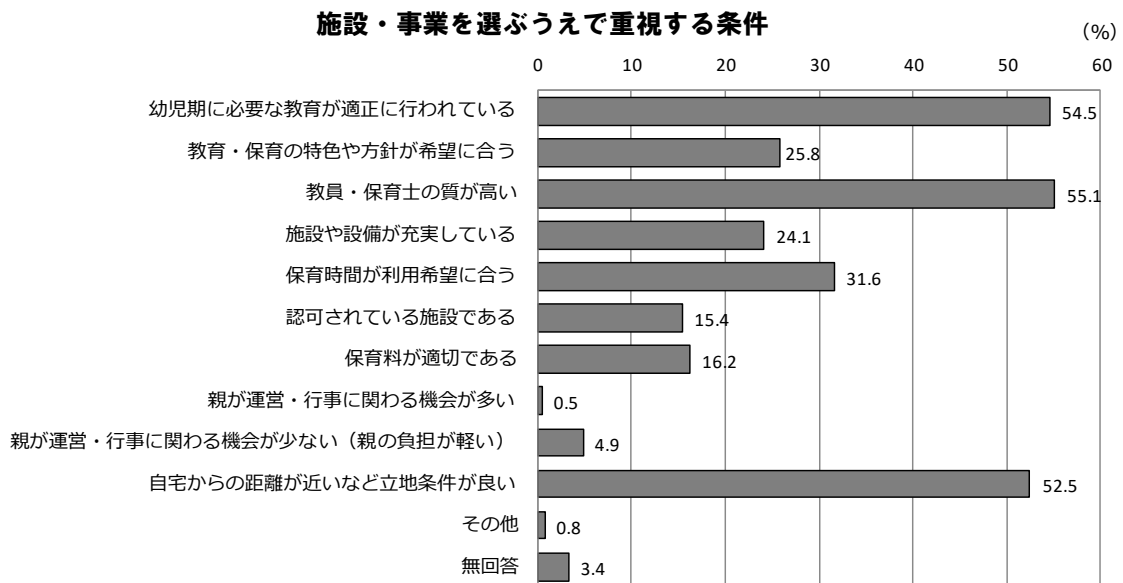
現況と課題

子ども・子育て支援新制度の開始に伴う地域型保育事業の認可や、保育ニーズ増に対応するための私立認可保育所の増加など、幼児期の教育保育環境は、より多様化しています。ニーズ調査によると、施設・事業を選ぶ上で「教員・保育士の質が高い」ことや「幼児期に必要な教育が適正に行われている」ことを重視している状況がみられます。待機児童解消に向け、保育施設整備を引き続き進めていきますが、量を確保することはもとより、今後、より一層、保育の質の確保・向上に努める必要があります。

区立幼稚園における幼児教育担当専門幹による巡回指導とともに、新制度実施に伴い開始した私立認可保育所等において園長経験者等による巡回指導をしており、今後さらに充実・強化していく必要があります。十分な土地の確保が難しい本区では、園庭のない私立認可保育所等が増えており、公園に園児が集中する状況も見られ、遊び場の確保が課題となっています。また、質の高い教育・保育の提供に当たって基本となるのは人材であることから、働きやすい環境を整えることにより、保育士等の人材の確保、定着、育成を図っていく必要があります。

さらに、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容の統一が図られています。本区では、保育所と幼稚園において保育・教育内容を共有し、小学校教育との接続をより円滑にするために「保幼小の接続期カリキュラム」を作成し取り組んできました。今後も、保幼小の連携を図り、子どもたちがどのような環境でも、のびのびと自分を発揮できるよう指導に取り組んでいくことが重要です。

幼児期における教育は、幼児の主体的な活動としての遊びを通して、「生きる力」の基礎を育み、小学校以降の教育の充実につながっていきます。



n=2,970

資料：平成 30 年中央区子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童対象調査より）

取組の方向性

- 保育の質の向上を図るため、保育所等に対する園長経験者等による巡回指導を一層充実していきます。また、宿舍借上支援、資格取得支援など保育士の確保と資質向上に向けた取組や、保育士の負担軽減に向けたICTの推進など働きやすい環境づくりを進めます。
- 園児の遊び場の確保に向け、公園やスポーツ施設などをより活用しやすくなる仕組みを検討するなど、保育環境の向上に努めます。
- 「保・幼から小」「小から中」への円滑な接続を図り、就学前教育から義務教育にいたる学びの連続性を確保するため、教員・保育士等の交流・連携を推進します。
- 次代を担う子どもたちが「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」からなる「生きる力」を身に付けるための保育の質の確保や教育内容の充実を図ります。



施策をまたがる重要な取組

量・質を兼ね備えた教育・保育環境の充実

保育の質が確保された認可保育所の開設を中心に定員拡大を図り、可能な限り早期の待機児童の解消を目指します。そのため、私立認可保育所の開設支援や大規模開発等の機会を捉えた保育施設の確保など機動的な保育施設整備に引き続き積極的に取り組んでいきます。さらには、教育・保育施設の量的拡充はもとより、教育・保育の質の確保・向上も同時に推進していきます。教育・保育の質は、良好な教育・保育環境において、適切な教育・保育内容を知識の豊富な保育士等により提供されることで確保されます。そのため、教育・保育の環境や内容について巡回支援・指導の充実を図るほか、施設整備時における質の高い環境づくり、遊び場の確保に向けた支援、保幼小連携などを推進していきます。

量の拡充

基本施策1-1

教育・保育環境の整備

- 1 (1) 保育施設の整備
- 1 (2) 施設整備以外の保育事業等
- 1 (3) 育児休業後の保育施設の確保
- 2 (1) 認定こども園の整備
- 3 (1) 小・中学校の整備

質の確保・向上

基本施策1-2

教育・保育内容の充実

- 1 (1) 保育園巡回支援・指導検査
- 1 (2) 保育士への支援
- 1 (3) 教育・保育における安全対策
- 1 (4) 遊びや活動の場の確保
- 1 (5) 多様な主体の参入促進
- 2 (1) 保幼小の連携
- 3 (1) 幼稚園訪問指導・研修の実施
- 3 (2) 学力・豊かな心・健康、体力

主な事業

1 保育の質の確保

(1) 保育園巡回支援・指導検査

【担当課：子育て支援課】

私立保育所等に対し、保育士等による定期的な巡回支援を行うとともに、子ども・子育て支援法に基づいた指導検査を実施し、保育の安全性の確保と質の向上に取り組みます。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標	
(1) 巡回支援	定期的な巡回をすることにより、保育内容や安全性の確認をするとともに、質の確保・向上に取り組みます。 また、多様化する保育施設の実態を把握し、認可外保育施設の指導検査にも取り組み、中央区全体の保育水準の向上を図ります。	
私立認可保育所（36園）		362回
小規模・事業所内保育所（3園）		26回
家庭的保育事業所（3事業所）		27回
認証保育所（14園）		127回
区立・公設民営保育所（16園）		142回
都巡回指導同行（34施設）		36回
(2) 指導検査		
私立認可保育所（19園）		19回
※都との合同検査3回（3園）を含む		
小規模・事業所内保育所（3園）	3回	
家庭的保育事業所（3事業所）	4回	
都検査立会い 認可保育所（1園）	1回	
都検査立会い 認証保育所（1園）	1回	
都検査立会い 認可外保育所（6園）	6回	



コラム

区の巡回指導・支援（相談・助言）

私立認可保育所、認証保育所、公設民営保育所・認定こども園および地域型保育事業において、区の保育士が保育・衛生・安全を視点を定期的に巡回し、相談に応じたり指導および助言を行っています。

また、全私立保育所に対して区の栄養士と、看護師不在の私立保育所に対して区の看護師が巡回相談・指導を行うことにより、保育サービスの質の維持・向上を促します。

私立認可保育所の園長会や認証保育所・家庭的保育事業者の連絡会を開催し集団指導を行うとともに、「子ども・子育て支援法」に基づく指導検査を実施し適正に運営されているか確認しています。



コラム

保育所の第三者評価

区立・私立の認可保育所、認定こども園、認証保育所は定期的に「第三者評価」を受審しています。

中立的な第三者である評価機関が、保育の内容や保育所の組織体制等の評価を行い、その結果を公表するものです。

第三者評価には、保護者に対し保育内容に関する意向や満足度をアンケートなどで把握することを目的とする「利用者調査」と、保育所の自己評価や訪問調査等の過程を経て、保育所の運営や提供されている保育の質を評価する「事業評価」の2つの評価手法があります。

第三者評価を受審し、その結果が公表されることで、保育の質の向上に向けた保育所の取組を促進することにつながります。

※評価結果は以下のホームページで見ることができます。

とうきょう福祉ナビゲーション（福ナビ） 福祉サービス第三者評価

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/hyoka/hyokatop.htm>

区立幼稚園では、中央区立学校 学校評価ガイドライン（平成 25 年 3 月）に基づき、学校関係者評価委員や第三者評価委員による外部評価を行っています。評価結果は各園のホームページで見ることができます。



コラム

保育士の研修

保育に関する専門知識を身に付け、技能の向上を図るため、さまざまな研修を実施しています。

〈区立及び私立認可保育所実務研修〉（区実施）平成 30 年度実績

保育士向け：「子どもと親しむ身近な自然～虫入門～」 「保育士の仕事ってすばらしい～子どもの気持ちを尊重する保育～」 「大人も子どもも楽しめる表現あそび」 ほか
参加人数 405 人

看護師向け：「子どもを預かる施設における深刻事故予防とコミュニケーション」 参加人数
63 人

調理員向け：「保育園給食の意義・調理員の責任や役割について」「噛む習慣を身につけて、おいしく食べる工夫（講義・試食）」 ほか 参加人数 144 人

〈私立認可保育所向け研修〉（区実施）平成 30 年度実績

「年長児向け就学前教育について」 参加人数 33 人

「乳児の生活と遊び」 参加人数 29 人

「保育園一日研修」 参加園 6 園

〈認証保育所向け研修〉（都または都外郭団体実施）平成 30 年度実績

認可外保育施設職員テーマ別研修 参加人数：70 人

認証保育所施設長研修・中堅保育士研修 参加人数 3 人

〈私立保育所・認証保育所向け研修〉（都または都外郭団体実施）平成 30 年度実績

「平成 30 年度病児・病後児保育研修」「就学前教育カンファレンス」

「幼稚園教育研究協議会」「母子保健研修」 ほか 参加人数 2617 人

〈家庭的保育事業者〉（区実施）

家庭的保育者現任研修 参加人数 3 人

(2) 保育士への支援

【担当課：子育て支援課】

保育士等の処遇の改善やキャリアアップに向けた取組に要する費用、保育士等職員の宿舍として民間賃貸物件を借り上げた場合の費用や開設時ICT導入に要した費用を補助するとともに、各園の課題に合わせた研修等を行うことにより、保育士確保の支援や保育内容の充実を図り、保育の質の確保・向上を推進していきます。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアアップ補助金(公設民営含む) 54園 ・保育士等職員宿舍借上支援事業補助金(公設民営園を含む) 37園 ・保育士資格取得支援事業補助金(合格者なし) ・ICT推進事業補助金 8園 ・実務研修(区立・私立認可保育所等。保育士、看護師、調理員対象) 12回 ・私立園一日研修 6園 ・私立園歳児別研修 2回 	<p>引き続き、保育士確保のために対応した事業を実施します。</p> <p>また、保育士一人ひとりの意欲を高め、専門性の向上につながる研修を継続して行います。</p>

(3) 教育・保育における安全対策

【担当課：子育て支援課・指導室】

幼稚園や保育所、地域型保育事業等を利用する児童の安全を確保するため、事故発生防止の措置や事故発生時の対応、再発防止の取組を促進していきます。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<ul style="list-style-type: none"> ・各施設・事業者ごとに策定した安全確保策の取組状況を確認し、巡回支援を行うとともに、私立認可保育所等においては指導検査を実施しています。 ・死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合、区への速やかな報告を行うとともに、区は都を通じて国に報告しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設、事業所における事故防止の取組など安全確保策を確認するため、区の巡回支援・指導監督を強化していきます。 ・引き続き、重大事故が発生した場合には速やかに都を通じて国に報告を行うとともに、区全体で共有し安全対策の徹底を図っていきます。

(4) 遊びや活動の場の確保

【担当課：子育て支援課・スポーツ課】

私立認可保育所に対し、区立保育所のプール・園庭の開放および区内の運動場等を開放し、交流による集団遊びの経験を広げ、子どもの成長・発達を促す環境づくりを進めています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所園庭開放、プール貸し出し 18園 ・ 学校校庭、体育館貸し出し 13校 57園 （私立認可保育所等の運動会利用） ・ 十思スクエア小ホール利用 延べ 699人 ・ 浜町運動場利用 延べ 3,686人 ・ 月島運動場利用 延べ 3,020人 	<p>引き続き、子どもの成長・発達を促し、集団遊びや交流の場となる安心・安全な遊び場を確保するとともに利用しやすい仕組みづくりを行います。</p>



コラム

保育園児の遊び場

園庭のない私立認可保育所や認証保育所が多いため、区内の浜町運動場・十思スクエアホールの開放や月島運動場の定期的な利用を呼びかけ、広い場所でかけっこやボール遊びなどの運動の機会を増やし、園児の健康増進を図っています。



また、私立認可保育所および認証保育所に区立認可保育所の園庭やプール施設を利用してもらうことで、保育園同士の交流の機会を増やし集団遊びの経験を広げ、子どもの成長・発達を促す環境づくりを進めています。



今後も公園やスポーツ施設などをより活用しやすくなる仕組みを検討するなど、保育環境のさらなる向上を図っていきます。

(5) 多様な主体の参入促進

【担当課：保育計画課・子育て支援課】

本区では平成20年度より民間企業（株式会社）が運営する私立認可保育所等の開設支援を開始し、現在までに社会福祉法人、学校法人を含む多様な主体による保育施設整備を進め、待機児童解消に努めています。

また、子育て支援課に保育士経験を持つ職員を配置するなど、私立認可保育所や地域型保育事業の新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、実地支援、相談・助言等を行っています。

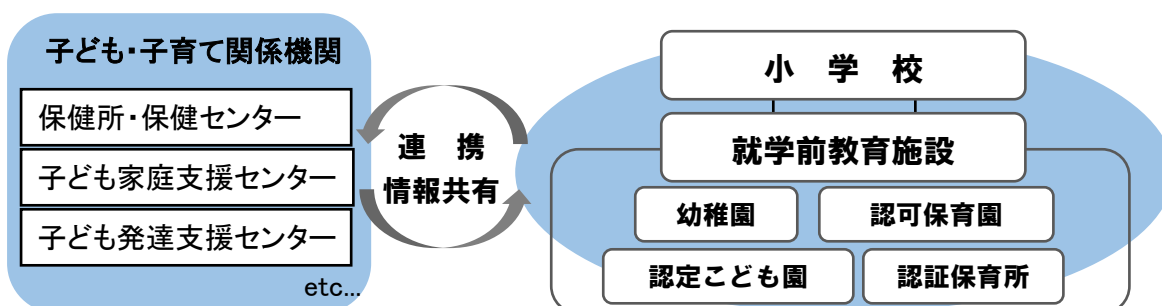
現況（令和元年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<p>私立認可保育所・認定こども園数：42園</p> <p>【運営主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法人 5園 学校法人 1園 株式会社 35園 有限会社 1園 <p>(R1.10.1現在)</p>	<p>引き続き、私立認可保育所等の開設支援に努めるとともに、認定こども園の導入を推進していきます。</p> <p>また、本区において新規に参入する事業者へ指導・監督・助言等を行う体制づくりを推進していきます。</p>

2 保幼小の連携

(1) 保幼小の連携

【担当課：子育て支援課・指導室】

幼児期の学校教育・保育の一体的提供に関しては、ソフト面での充実を図ることとし、教諭・保育士の指導力の向上、保・幼・小の連携強化の一層の充実を図り、その成果を保育所・幼稚園、小学校それぞれの現場での実践に生かすことにより、「保・幼から小」「小から中」への円滑な接続を図り、就学前教育から義務教育にいたる学びの連続性を確保します。



現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
保幼小における合同連絡会・研修会の実施 連絡会：2回 研修会：4回 保幼小連携推進委員会の実施 6回	保幼小連携推進委員会では、保幼小の接続・連携の課題解決に向けて検討を行い、必要に応じて指導資料集等の更新・作成を行います。

 [119 ページ 第6章 子ども・子育て支援に関連する施策の取組 参照](#)

3 教育内容の充実

(1) 幼稚園訪問指導・研修の実施

【担当課：指導室】

区立幼稚園に対し、幼児教育担当専門幹等による定期的な訪問指導を行うとともに、職層、経験に応じた研修を実施し、保育力及び専門的指導力の向上に取り組みます。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
・ 訪問指導 公立幼稚園（13園） 367回 ・ 研修 職層研修 12回 必修研修 50回 選択研修 11回	定期的な訪問指導、職層、経験に応じた研修をすることにより、教育の質の確保・向上に取り組みます。

(2) 学力・豊かな心・健康、体力

【担当課：指導室】

小学校以降の教育では、基礎的・基本的な学習内容の習得とその活用を図ることで、思考力・判断力・表現力等を身に付けます。

幼児教育では、幼児が主体性を発揮しながら興味をもって環境にかかわることによって様々な活動を展開し、いろいろな物事に対する関心・意欲を喚起します。このことは小学校以降の学習や生活を確かなものとするための関心・意欲や態度に結び付きます。

そのために、「保・幼から小」への円滑な接続を図り、学びの連続性を踏まえた教育を展開していきます。

互いの人権を尊重する意識や他者を思いやる心、社会のルールを守る意識を形成するために、乳幼児期では、日々の生活の中で、幼児自身が集団生活や友達との遊びの中で様々な決まりがあることに気付き、その意味や必要性を幼児なりに理解していくことで、規範意識の芽生えを醸成します。また、共通の目的に向かって、友達と試行錯誤しながら遊びを進めていくことで、他者と協同して活動を進めていく楽しさを味わわせます。

このことに関する教育を推進することにより、小学校以降の教育において、集団の中で決まりを守って様々な人と関わりながらともに生活や学習を進めていく素地になります。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
<p>【学力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習力サポートテスト等の結果分析に基づく授業改善 ・区独自の講師を活用した少人数指導・習熟度別指導や補習講座の実施 ・就学前教育から義務教育9年間に至る学びの連続性を確保するための交流や情報交換等 <p>【豊かな心】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動全体を通じた人権教育の推進 ・道徳の時間を中心に教育活動全体を通じた道徳教育の実施 ・道徳授業地区公開講座の実施 ・命と心の教育の推進 <p>【健康、体力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健学習やマイスクールスポーツ、運動部活動等の日常的な運動に関する取組の実施 ・「小中学校児童・生徒体力調査」の実施 ・全小学校における体育指導補助員及び中学校部活動外部指導員の配置 ・食育の授業の実施 	<p>【学力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種学力テストを活用した継続した授業改善 ・非常勤講師等を活用した個に応じた指導の充実 ・幼稚園・保育園等、小学校、中学校の連携強化 <p>【豊かな心】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者・地域と連携した人権教育、道徳教育の充実 ・自殺防止を含めた命と心の教育の充実 <p>【健康、体力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりや体力づくりの推進 ・「小中学校児童・生徒体力調査」を活用した体力向上の取組の充実 ・体育指導補助員・中学校部活動外部指導員配置の継続 ・食育推進事業の充実

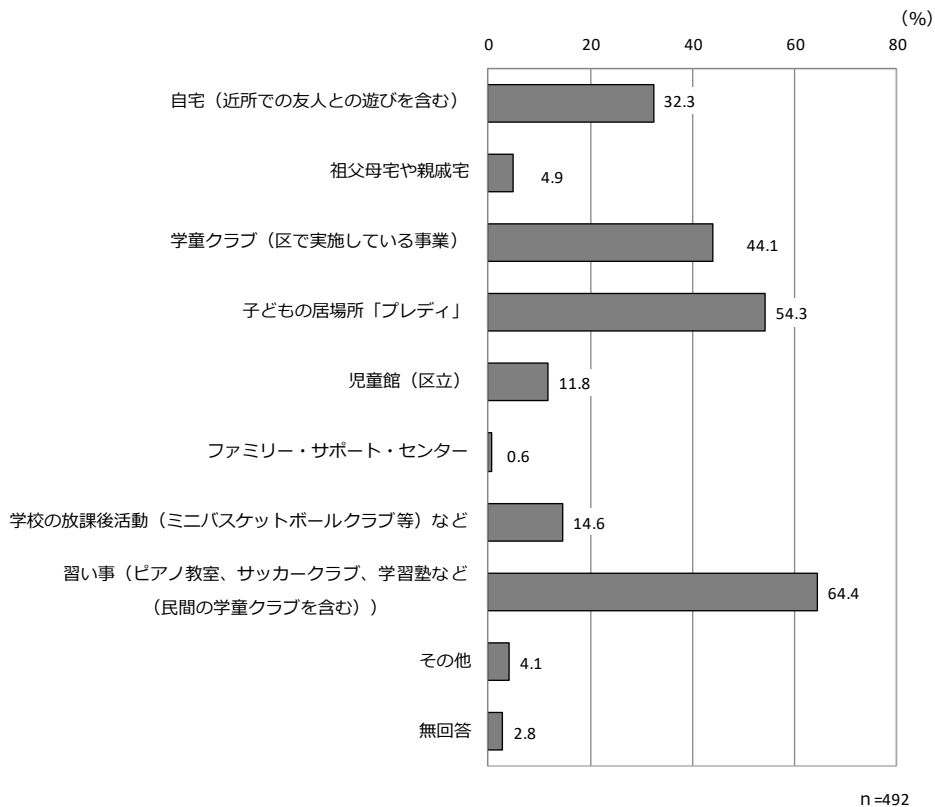
基本施策 1-3 子どもの居場所づくり

現況と課題

近年の核家族化の進展や兄弟姉妹の数の減少、共働き家庭の増加など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化しています。また、都市化の進展に伴い、身近な原っぱや広場が失われたり、ゲーム機などの普及により、子どもが大勢で外遊びをする機会が減少しています。子どもにとって学齢期は、基本的な生活習慣や社会的なマナーを身につける時期であり、子ども自身の成長のために、身近な地域の人々や異年齢の子どもたちと交流する機会や場を提供することが重要です。

ニーズ調査から放課後の過ごし方の希望をみると、低学年では、「子どもの居場所「プレディ」」や「学童クラブ」に高いニーズがみられます。

小学校低学年時の平日の放課後に希望する居場所



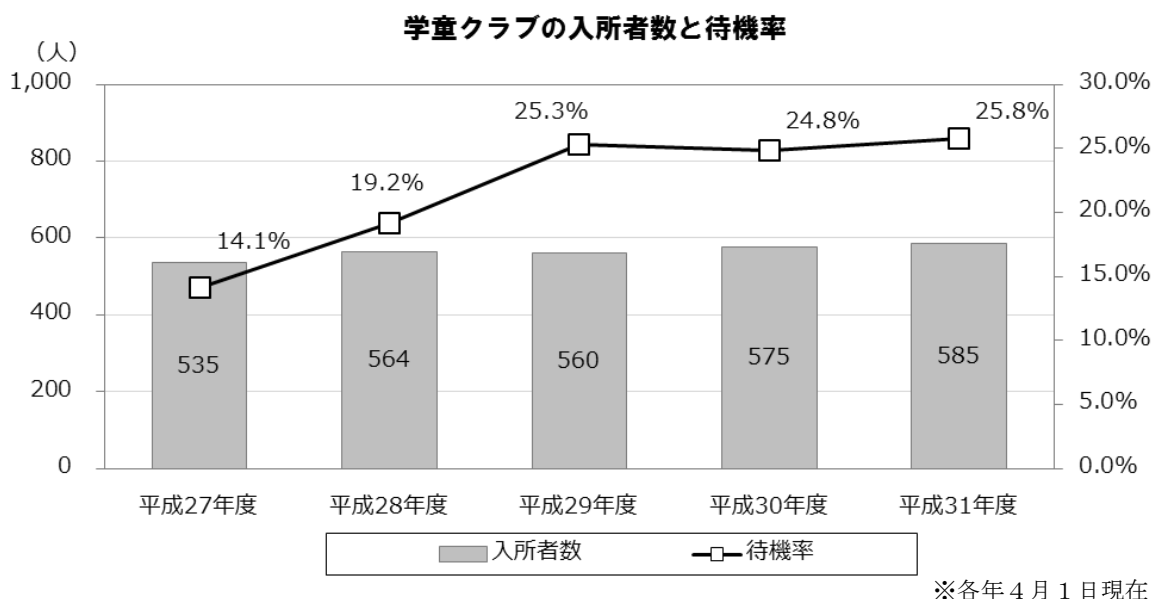
資料：平成 30 年中央区子育て支援に関するニーズ調査結果（就学前児童対象調査より）

区では、地域の子どもの健全な遊び場として児童館を 8 カ所整備するとともに、その施設内に児童福祉法に基づき「学童クラブ」を設置し、保護者が就労等で放課後に家庭で適切に監護できない子どもを預かり、安全な環境のもと、集団の中で生活できる場所の確保を行ってきました。

一方で、子どもの居場所「プレディ」は、地域の子どもは地域で育てるという趣旨のもと、保護者や地域の協力をいただき、保護者の就労の有無にかかわらず、放課後に学校施設内で児童が自由に遊び、学びながら過ごせる場所を提供する教育委員会事業として始まりました。

区では、これまでも人口の増加に伴う学童クラブの需要増に対応するため、勝どき児童館の移転改築や晴海児童館の新設など、施設整備等の機会を捉えて定員を拡大するとともに、

既存施設においては弾力的な運用による定員の一部拡大に努めてきました。しかしながら、近年の急激な児童人口の増加に伴い、学童クラブの定員を超えるニーズが発生していることから、プレディの機能を子ども・子育て支援にも最大限生かせるよう、利用時間の延長やおやつの実施など充実を図り、両事業が同じレベルでサービス提供を行っています。



学童クラブにおいては定員の拡大が、プレディにおいては活動場所の確保が、課題となっています。また、両事業の中身や特徴を保護者に分かりやすいよう説明に努める必要があります。さらには、学童クラブとプレディはもとより、児童が安心して過ごせる多様な居場所の確保や、子どもの生活の多くの場面で、地域の人々の協力や参加を得ながら、さまざまな人々と触れ合いつつ成長できるような環境づくりを行っていくことが必要です。

なお、本計画の子どもの居場所づくりに関する取組を、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく事業計画として策定します。

取組の方向性

- 晴海選手村跡地の開発に伴う児童数の増加に対応するため、晴海5丁目の新設小学校内に新たにプレディを設置します。
- プレディの活動場所の拡充を図るため、校庭や体育館など学校内のスペースのさらなる活用に向けた検討を進めていきます。また、子どもが楽しめるさまざまなプログラムの提供について地域等の協力を得ながら、一層の充実を図っていきます。
- 学童クラブとプレディが、子どもの安全・安心な居場所として、多様なニーズに応えられるよう、それぞれの特色をいかながら受入態勢の充実を図るとともに、連携に努めます。
- 学童クラブとプレディはもとより、さまざまな施設整備の機会を捉え、例えば晴海4丁目に新たに整備する図書館やリニューアル後の「ほっとプラザはるみ」に子どもが安全に安心して過ごせる居場所の機能を盛り込むなど、多様な居場所の確保に向けて検討していきます。

主な事業

1 子どもの居場所づくり

(1) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【担当課：子ども家庭支援センター】

放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童のために、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休業中に実施します。

現況（令和元年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
クラブ数：13 定員数：510人 暫定定員数：75人 入所者数：585人 (H31.4.1現在)	クラブ数：13 定員数：510人 暫定定員数：75人 ※暫定定員数：当該年度の応募状況により、暫定的に拡大する定員枠

 [104 ページ 第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 参照](#)

(2) 放課後子供教室（子どもの居場所「フレディ」）

【担当課：教育委員会事務局庶務課】

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日、夏休み等の長期休業中などに学校施設を活用し児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業を実施します。

現況（令和元年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
実施校数：12校 利用登録者数：3,074人 (H31.4.1現在)	実施校数：13校 利用登録者数：7,325人

 [106 ページ 第5章 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 参照](#)

(3) 児童館運営

【担当課：子ども家庭支援センター】

■児童館

区内の18歳未満の児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的として、区内8カ所に児童館を設置しています。

児童を対象としたさまざまな行事を実施するほか、あかちゃん天国、乳幼児クラブ、学童クラブなどの事業を行うとともに、保護者の子育てに関する相談や児童からの相談を受けています。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
8館 児童館利用者数：657,753人	乳幼児から中高生までのさまざまなニーズに対応した柔軟な運営を図っていきます。

■児童館でのボランティア活動の推進

児童館の行事などを、子どもの健全育成活動を行う青少年対策地区委員会や民生・児童委員など各地域の方の協力により実施しています。また、あかちゃん天国で小学生等が乳幼児のお世話をするキッズボランティアを実施するなど、ボランティア活動を推進します。

現況（平成30年度実績）	最終年度（令和6年度）目標
キッズボランティア参加者数：726人	引き続き、児童館行事等を通じてボランティア活動を推進していきます。



コラム

学童クラブと子どもの居場所「プレディ」

学童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、児童福祉法の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図る保育事業です。本区では児童館を活用して事業を実施しており、1クラブあたり原則として40人の定員を設けています。学童クラブに対するニーズは就学児童数の増加や保護者の就労形態の多様化に伴い年々高まっており、申込者が多いことから低学年を中心とした登録状況であり、待機児童対策が課題となっています。これに対して、学童クラブでは弾力的な運営による定員の一部拡大を図るとともに、教育委員会が実施しているプレディとの連携により、児童が放課後等に安心して過ごせる場所を確保してきました。

一方、プレディは中央区子どもの居場所づくり事業実施要綱に基づき、子どもの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに児童が小学校の施設内で安全に安心して過ごせるような居場所（遊び場）を提供する事業です。（「プレディ」は、子どもたちがいきいきと遊び（Play）、学習（Study）することができることを願って中央区が創った愛称です。）

すべての子どもを対象に、自由に利用できる「参加型」の事業であり、「地域ぐるみで子育てを！」という趣旨のもと、地域の方々の協力を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進しています。

学齢期では、放課後等の過ごし方が多様化する中で、「学童クラブ」と「プレディ」それぞれの機能や特色を活かしながら、さらなる連携を図り、子どもの放課後の居場所づくりをより一層推進していきます。



コラム

夏休み福祉・ボランティア体験「イナっこ教室」

中央区社会福祉協議会ボランティア・区民活動センターでは、学校の夏休み期間中に、区内福祉施設やボランティア団体等の協力を得て夏休み福祉・ボランティア体験を実施しています。

「イナ」は出世魚「ボラ」の幼名で、この体験をきっかけに大きな「ボラ（ンティア）」になってほしいとの願いを込めています。

夏休みを利用してのボランティア活動は、さまざまな人々との出会いの中で、社会への関心を深め、福祉について学ぶ良い機会となり、地域社会における子どもの育ちのためにとても良い経験になります。

【主な活動メニュー】

- ・点字、手話などの福祉体験学習
- ・高齢者宅への配食サービス活動
- ・高齢者・障害者施設、児童館、保育所・認定こども園、子どもの居場所「プレディ」での活動など
- ・ボランティアグループ活動への参加

〈令和元年度参加者数〉 148人（活動延人数 295人）